

# 令和元年度包括外部監査の結果報告書

## (概要版)

豊中市包括外部監査人 谷川 淳

### 1. 外部監査のテーマ等

監査テーマ	子育て・子育て支援に係る財務事務の執行について
選定理由	<p>子どもや家庭を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行や家族形態・就労形態の変化、さらには地域のつながりの希薄化といった地域社会の変化によって大きな影響を受けている。また、児童虐待の顕在化や子どもの貧困など、対処すべき課題は、多様化、複雑化している。</p> <p>このような状況の中、豊中市では、「豊中市子ども健やか育み条例」及び「こどもすこやか育みプラン・とよなか」に基づき、子どもに関わる様々な分野にわたる子育て・子育て支援施策の総合的な推進を図っている。また、基本政策重点プロジェクト「子どもの夢実現プロジェクト」の取り組みとして「豊中版子育て安心プラン」を策定し、すべての子どもが健やかに育まれる環境づくり、すべての家庭が安心して子育てができる環境づくりの推進を図っている。</p> <p>以上のことから、子どもや家庭を取り巻く環境変化や複雑化した課題への対応が適切になされているか、子育て・子育て支援に係る財務事務の執行について監査を行うことは、今後の豊中市の行財政運営にとって有用であると判断し、特定の事件(テーマ)として選定した。</p>
監査の視点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子育て・子育て支援に係る財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に行われているか。</li><li>・ 子育て・子育て支援に係る財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。</li></ul>

## 2. 外部監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。結果が38項目、意見が36項目あり、合わせて74項目である。

なお、表中の右側にある「頁」は、包括外部監査の結果報告書(本編)における各項目の記載箇所である。

細事業名等	監査の結果及び意見	意見	頁
<b>監査の総括</b>			
監査の総括	全庁的な措置対応の推進について	意見	14
<b>I こども政策課</b>			
1. ファミリー・サポート・センター事業	① ファミリー・サポート・センター事業のサービス内容の見直しについて	意見	24
2. 民間放課後児童健全育成事業所運営助成	① 子どもの居場所づくり施策の今後の展開について	意見	28
3. 「子育て・子育て支援行動計画」の推進	① 地域のセーフティーネット体制の更なる充実化について	意見	30
<b>II こども相談課</b>			
1. 子育て支援センターほっぺ事業	① 公金取扱現金出納簿の記載の徹底について	結果	36
	② 使用料の金融機関への払い込みまでの期間の短縮について	結果	36
	③ ほっぺ遊び場の利用者数目標値の見直しについて	意見	37
2. 家庭児童相談事業	① 緊急案件の業務報告の定めについて	意見	40
	② 個人情報保護研修の実績報告について	結果	41
3. 障害児施設通所	① 障害児通所給付費の支給決定基準の策定について	結果	44
	② 面談記録の作成及び添付の徹底について	結果	46
4. あゆみ学園車両管理	① 債務負担行為の設定について	結果	48
5. 実地指導改善報告書	① 実地指導改善報告書記載事項への未対応について	結果	52

細事業名等	監査の結果及び意見		頁
6. 個別療育	① 大阪府のこども発達支援センター青空(そら)の定員確保の必要性を含めた個別療育のあり方の再検討について	意見	55
7. 使用料に係る現金管理及び債権管理	① 債権管理台帳の未作成について	結果	57
	② 現金受領簿の承認方法について	結果	58
8. しいの実学園診療収入の返戻管理等	① より明確な返戻管理の実施について	意見	61
	② システム上の審査請求額について	意見	62
9. 公募型プロポーザル方式における財務情報	① 公募型プロポーザル方式における財務情報の確認について	意見	65
<b>Ⅲ こども事業課</b>			
1. 認定こども園等教育・保育推進事業	① 豊中市キッズフェスタ補助金の使用内容について	意見	68
	② 契約書における契約保証金の定めについて	結果	69
	③ 保護者講演会の細事業区分について	意見	70
2. 病児保育事業	① 補助事業者の関連法人への支出について	意見	73
3. 保育士・保育所支援センター事業	① 登録事業所の増加に向けた取り組みについて	意見	76
4. 庄内一時保育事業	① 子育て相談事業の活性化について	意見	78
5. 公立こども園施設管理・公立こども園施設運営	① 再委託承諾手続の適切な実施について	結果	81
	② 委託契約における対象物件の明確化について	意見	82
6. 公立こども園支援事業	① 保育アドバイザー派遣事業における講師謝礼金の支給基準について	結果	86
	② げんキッズプロジェクト事業の実施内容の評価について	意見	87
7. 私立認定こども園等給付・私立認定こども園等運営助成	① 私立認定こども園等給付の精算時における公定価格と運営費補助金算定上の公定価格の差異について	結果	91

細事業名等	監査の結果及び意見		頁
8. 私立幼稚園振興助成金	① 私立幼稚園に対する補助金に関する補助対象経費の明確化について	意見	96
	② 補助事業に係る収入の実績報告(収支決算書)への記載について	結果	98
9. 過年度包括外部監査の措置状況	① 措置内容について	意見	100
<b>IV 子育て給付課</b>			
1. 母子父子福祉センター 施設運営管理ほか	① 指定管理料で購入したパソコンの管理方法の見直しについて	意見	106
	② 事業の継続性への配慮の必要性について	意見	107
2. 児童福祉総合システム、 ひとり親家庭等 日常生活支援事業	① 契約関連文書の品質と管理機能の欠落について	結果	112
	② 契約事務の再整備について	意見	114
	③ 契約書の条項の見直しについて	結果	116
	④ 契約事務チェックリストの活用の徹底について	意見	116
	⑤ 随意契約理由書の標準様式の整備について	意見	116
	⑥ 随意契約理由の公表の網羅性確保について	結果	117
	⑦ 再委託承諾手続の大幅な遅延について	結果	117
	⑧ 随意契約理由の公表方法について	意見	118
3. 児童手当、 子ども医療費助成事業	① 契約金額の支払根拠の明確化について	結果	120
	② 児童手当の支払事務に係る情報漏洩対策について	意見	121
4. 助産制度	① 事務取扱要綱の整備について	結果	122
5. 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	① 豊中市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部整備について	意見	124
	② 貸付事務の問題点について	結果	125

細事業名等	監査の結果及び意見	意見	頁
<b>V 地域共生課</b>			
1. 社会福祉協議会事業 補助	① 補助対象事業の明確化について	意見	130
	② 小地域ネットワーク事業の補助の見直しについて	意見	133
<b>VI 福祉指導監査課</b>			
1. 指導監査	① 私立認定こども園等給付事業との連携について	意見	137
<b>VII 母子保健課</b>			
1. 妊産婦健康診査	① 豊中市妊婦健康診査実施要綱の見直しについて	結果	139
	② 随意契約の根拠条文の誤りについて	結果	139
2. 相談(母子保健)	① ふれまま&育児ママ相談室の日報の添付書類の漏れについて	結果	142
3. 未熟児養育医療給付事業	① 給付の決定の決裁日及び施行日の記載漏れについて	結果	144
<b>VIII 学び育ち支援課</b>			
1. 放課後こどもクラブ運営	① 原材料配合表の未入手について	結果	147
	② 栄養成分表の無記載について	結果	147
	③ 納品書と納品明細書との整合性の確認について	意見	147
	④ 廃棄量の削減について	意見	148
2. 放課後こどもクラブ 施設管理	① 履行確認の徹底について	意見	149
<b>IX 公立認定こども園</b>			
2. 公立こども園配当ほか	① 備品の廃棄手続の徹底について	結果	154
	② 定期的な備品の実地たな卸の実施について	結果	155
	③ 備品台帳の記載方法の整理について	意見	155
	④ 公立認定こども園における納品確認印の押印徹底について	結果	156
	⑤ 執行すべき会計年度の誤りについて	結果	156

細事業名等	監査の結果及び意見		頁
	⑥ 現金保管期間の短縮について	結果	158
	⑦ 退職職員給食費の収納事務について	結果	158
	⑧ 書損処理について	結果	159
	⑨ 領収証書の管理について	結果	159
	⑩ 公金取扱現金出納簿の日付誤りについて	結果	159
	⑪ 現金取扱員の所掌事務の見直しについて	意見	160
	⑫ 領収証書綴りの受払簿の記載について	結果	160
	⑬ タクシーチケット使用簿の記載について	結果	161
3. 実費負担金	① 預り金の管理方法の検討について	意見	162

### 3. 外部監査の結果及び意見の要旨

下記は、あくまで要旨にすぎないため、具体的な内容や根拠については、包括外部監査の結果報告書(本編)を参照のこと。

#### 【監査の総括】

項目	監査の総括
意見	全庁的な措置対応の推進について
内容	<p>今回の監査において、過去と同種の指摘がなされるなど、監査の結果及び意見として指摘した事項が、十分に浸透しておらず、対応が不十分である状況が見受けられた。</p> <p>包括外部監査における指摘については、ほかの所管課においても同一の事象が存在することが見込まれる場合には、その内容を全庁的に周知し、改善を図る仕組みを構築する必要がある。</p> <p>しかし、これらの対応を、一方的な通知や研修実施とするだけでは、これまで同様、全庁的な浸透は見込めないと考える。まずは、主体的に現場の声を吸い上げることが必要ではないかと考える。</p> <p>監査の指摘に対する措置の実効性を確保するために、全庁的な措置対応を推進することを期待したい。</p>

#### 【こども政策課】

細事業名	1. ファミリー・サポート・センター事業
意見	① ファミリー・サポート・センター事業のサービス内容の見直しについて
内容	<p>依頼会員が年々増加しているにもかかわらず、援助会員の活動回数が減少している。</p> <p>今後は、これまで対応してこなかった新たなニーズに対応できるよう、サービス内容を見直す必要がある。</p>

細事業名	2. 民間放課後児童健全育成事業所運営助成
意見	① 子どもの居場所づくり施策の今後の展開について
内容	<p>平成27年4月から本制度を開始したが、制度開始から現在まで補助実績が1件もない。</p> <p>そこで市は、事業見直しを行い、本事業については令和元年度で終了とし、校庭開放や民間の多様な主体による子どもの居場所づくりへとシフトする予定としている。</p> <p>市は、本事業を終了することとなった要因を分析したうえで、子どもの居場所づくり施策の今後の展開について、総合的に検討することが望ましい。</p>

細事業名	3.「子育て・子育て支援行動計画」の推進
意見	① 地域のセーフティーネット体制の更なる充実化について
内容	<p>子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業補助金は、当初の補助金交付決定額5,000千円のところ実績額は3,849千円にとどまっており、未使用額が1,150千円生じている。これは、当初予定していた校区福祉委員会の活動が行われなかったとのことだが、このような状況を踏まえると、本事業においては、地域間の活動状況の格差を縮めていくことが一つの課題と考える。</p> <p>市においては、現在の子ども食堂の活動をサポートしていくとともに、活動状況の地域差を減らしていくために必要な対応を図っていくことが望ましい。</p>

#### 【こども相談課】

細事業名	1. 子育て支援センターほっぺ事業
結果	① 公金取扱現金出納簿の記載の徹底について
内容	<p>公金取扱現金出納簿を閲覧したところ、担当欄及び所長欄への記載がなく、空欄のままとなっていた。</p> <p>現金の受領又は金融機関への払い込みを行った担当者を明らかにするとともに、所長による確認を適時適切に行ったことを明らかにするためにも、担当欄及び所長欄への記載を漏れなく行う必要がある。</p>
結果	② 使用料の金融機関への払い込みまでの期間の短縮について
内容	<p>使用料の現金受領から金融機関への払い込みまでに相当の期間が経過しているものがあつた。</p> <p>盗難や紛失等のリスクを考慮すると、現金で保管する日数は短いことが望ましく、現金を収納した場合は速やかに金融機関に払い込む必要がある。</p>
意見	③ ほっぺ遊び場の利用者数目標値の見直しについて
内容	<p>ほっぺの遊び場利用者数の目標値 50,000 人に対して、実績人数は毎年度 7 割を切る水準にとどまっている。</p> <p>アンケート調査等により、利用者数が減少傾向にある要因を把握するなどして、ほっぺ事業の特性を踏まえた目標値を設定することが望ましい。</p>

細事業名	2. 家庭児童相談事業
意見	① 緊急案件の業務報告の定めについて
内容	<p>こども総合相談窓口を業務委託しているが、緊急案件の報告について、業務委託契約書及び仕様書に明文の定めがない。</p> <p>緊急時の対応をめぐっては、近年特に市民の目が厳しくなっていることから、業務委託契約書及び仕様書に明文をもって定める必要がある。</p>
結果	② 個人情報保護研修の実績報告について
内容	<p>個人情報保護研修の記録(実施年月日、場所、時間、内容等)を提出することになっているが、時間が記載されていなかった。</p> <p>市は、仕様書に定められている項目につき、漏れなく報告するよう、委託先に要請する必要がある。</p>

細事業名	3. 障害児施設通所
結果	① 障害児通所給付費の支給決定基準の策定について
内容	<p>「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」において、障害児通所給付費の支給決定基準の策定を行うものとされているが、策定されていない。</p> <p>給付決定事務の透明性及び公平性を担保するためにも、障害児通所給付費の支給決定基準を策定し、保護者及び事業所等に事前に周知することが有用なものとする。</p>
結果	② 面談記録の作成及び添付の徹底について
内容	<p>障害児通所給付の給付決定に際しては、児童本人及びその保護者との面談が重要であり、担当者による給付決定の妥当性を上位者が判断するに際しても、その面談記録が作成されていることが必須であるが、面談記録が作成されていないものがあつた。</p> <p>面談記録の作成及び給付決定にかかる決裁文書への添付を徹底することが必要である。</p>

細事業名	4. あゆみ学園車両管理
結果	① 債務負担行為の設定について
内容	<p>バス車両の再リースについて、賃貸借契約書とは別の覚書という形態にて、実質的に年度を超えた契約を締結しているが、債務負担行為としての議決は得ておらず、会計年度独立の原則に反するものである。</p> <p>今後、類似の再リース契約を締結する場合には、契約期間を会計年度内とするか、仮に複数年度にまたがる必要がある場合には債務負担行為の議決を得る等、適切な方法を採用する必要がある。</p>

細事業名	5. 実地指導改善報告書
結果	① 実地指導改善報告書記載事項への未対応について
内容	<p>大阪府の実地指導監査(平成 29 年度)において、「ひやり・はっこの記録様式を作成しておくこと」との指導がなされた。しかし、「ヒヤリ・ハット報告書」の様式は定めたものの、利用されておらず、発生した事案については、児童個人別の経過記録に記載する運用としていた。</p> <p>当該様式の作成趣旨は、ひやりとしたり、はっとしたりするような事故未満の事案を整理し、その原因や再発防止策を検討するとともに、その内容を職員の間で共有することにあることから、児童個人別の経過記録に記載するだけでは、指導事項への対応としては不十分なものといえる。今後、速やかに指導の趣旨に沿った運用とする必要がある。</p>

細事業名	6. 個別療育
意見	① 大阪府のこども発達支援センター青空(そら)の定員確保の必要性を含めた個別療育のあり方の再検討について
内容	<p>個別療育(カラフル)が定員超過状態にあることから、受入容量の点において、大阪府のこども発達支援センター青空(そら)における定員確保の必要性は一定程度あるものといえるが、大阪府においては、「新・発達障がい児者支援プラン」が令和 2 年度で終了することに合わせて、こども発達支援センター青空(そら)を含む療育拠点の機能等が見直される可能性もある。</p> <p>したがって、民間事業者による個別療育の増加等も踏まえ、こども発達支援センター青空(そら)の定員確保の必要性も含めて、今後の市の個別療育のあり方について、改めて検討することが望ましい。</p>

細事業名	7. 使用料に係る現金管理及び債権管理
結果	① 債権管理台帳の未作成について
内容	<p>債権の管理に関する条例第 5 条において、市の債権を適正に管理するため、債権管理台帳の整備が求められているが、不納欠損処理したいずれの案件についても、債権管理台帳が作成されていなかった。</p> <p>今後、滞納債権が生じた際には債権管理台帳を作成し、適正な債権管理に努める必要がある。</p> <p>また、今後の滞納債権の発生に備え、債権の管理に関する条例施行規則第 2 条に定める事項について、債権管理台帳の様式を定めるとともに、債務者との交渉履歴の記載方法などを検討しておくことが必要である。</p>

<b>結果</b>	② 現金受領簿の承認方法について
<b>内容</b>	<p>親子通園事業にかかる使用料等の収納管理は、現金受領簿により行っている。現金受領簿には、個人別に所長の押印欄も設定されているが、所長には、当該月分の使用料等が全て徴収された時点で確認印の押印をもらう運用としている。しかし、当該現金受領簿における所長の押印(確認)は、保護者に請求した1か月分の使用料等の徴収状況を把握するだけでなく、日々の現金管理としての機能をもたせる意味もある。</p> <p>したがって、今後、現金を受領した日において、係員が受領し保管されている現金が請求金額と整合していることを確認する運用とする必要がある。</p>

<b>細事業名</b>	8. しいの実学園診療収入の返戻管理等
<b>意見</b>	① より明確な返戻管理の実施について
<b>内容</b>	<p>診療所の収入管理を適切に行うためには、再審査請求の要否を適切に判断したうえで、再審査請求が可能なものについては漏れなく再審査請求を行うとともに、再審査請求を行わないものについてはその旨を明らかにしておくといった、明確な返戻管理を実施することが求められる。</p> <p>しかし、返戻案件について一元的に記録されておらず、網羅的な返戻管理が適切に行われているか否かが不明確であった。</p> <p>したがって、明確な返戻管理を実施するための業務処理体制を構築することを検討する必要がある。例えば、返戻処理台帳を作成し、返戻の理由、再審査請求の要否、再審査請求日、入金日等を記録する等により、返戻案件の顛末を明らかにしたうえで、定期的に上位者の承認を得ることが考えられる。</p>
<b>意見</b>	② システム上の審査請求額について
<b>内容</b>	<p>レセプトコンピュータシステムから出力される「総括表」の振込予定額(= 決裁文書に記載する請求額)と、利用単位ごとに算定する審査支払機関への請求額を積み上げた金額(= 審査支払機関への実際の請求額)との間に差異が生じている。</p> <p>より明確な返戻管理を実施するに当たっては、正確な総請求額を把握する必要がある。</p> <p>レセプトコンピュータシステム自体の正確性を再確認するためにも、差異が「総括表」の金額集計のみに表れていることやその原因について、改めてシステム会社に究明を求める等の対応を行い、システム上、このような差異が生じないことを確認することが必要である。</p>

細事業名	9. 公募型プロポーザル方式における財務情報
意見	① 公募型プロポーザル方式における財務情報の確認について
内容	<p>本件公募型プロポーザルにおいては、提案者の概要を説明する書類の一部として、直近3年間の決算書の提出を受けているが、平成29年度分について、ワムネット上の法人単位資金収支計算書と当該決算書とを比較したところ、事業活動収入合計が法人単位資金収支計算書よりも1,926千円過大であり、事業活動支出合計も同額過大であった。</p> <p>結果として、当期資金収支差額合計には影響を与えておらず、本件の市の判断に影響を及ぼすものではなかったが、提出される財務情報は様々な判断の基礎となるものであり、正確な情報であることが求められる。</p> <p>したがって、公募型プロポーザル方式において、財務情報の提供を受ける場合には、受領した市においても、判断の基礎となる財務情報の正確性を担保する方法を検討することが望ましい。</p>

#### 【こども事業課】

細事業名	1. 認定こども園等教育・保育推進事業
意見	① 豊中市キッズフェスタ補助金の使用内容について
内容	<p>豊中こども財団が実施するキッズフェスタを対象に、市は補助金を交付している。豊中こども財団は毎年度、同一の事業者に当該業務を委託しているが、委託に際し、ほかの事業者と比較したり、契約額の妥当性について検討したりしているか否かについて、市は情報を入手していない。</p> <p>補助対象事業者が補助金を使用して委託契約を締結する場合についても、市における委託料の執行に準じて、委託先事業者の選定や契約金額の設定が適切に行われることが求められるため、市は、補助対象事業者において締結された委託契約に係る事業者の選定や契約金額の設定についての情報を入手しておき、補助金申し込み時の内容審査において、交付決定の可否の判断材料として活用する必要がある。</p>
結果	② 契約書における契約保証金の定めについて
内容	<p>契約書における契約保証金の定めを明確化すべきとの指摘(平成29年度包括外部監査)を受けて、市は、平成30年12月、全庁的な対応として、契約検査課が契約書のひな形を修正し、各所管課に周知した。</p> <p>しかし、豊中市教育保育環境ガイドラインの印刷製本に係る契約(平成31年2月)において、修正後の契約書のひな形が使用されておらず、必要な規定が追加されていなかった。</p> <p>今後、子ども事業課は、全庁的な取り扱いの変更に関わる周知内容について、適時に対応することが求められる。</p>

意見	③ 保護者講演会の細事業区分について
内容	<p>公立認定こども園において実施される保護者講演会に係る講師謝礼金について、細事業区分が混在していたが、同一の事業について細事業区分が混在することは適切とはいえない。</p> <p>令和元年度以降は、保護者講演会の事業目的に着目して、「公立こども園支援事業」に区分したとのことであるが、同一の事業についての細事業区分は統一的に取り扱う必要がある。</p>

細事業名	2. 病児保育事業
意見	① 補助事業者の関連法人への支出について
内容	<p>病児保育事業補助金のうち、改善分については、補助基準額と実支出額と比較し、いずれか低い方の額が補助額となる。この点、改善分について、関連法人に対する支出が多い補助事業者があった。</p> <p>補助事業者が補助金を使用して関連法人へ業務を委託することが認められないわけではないが、関連法人との取引の場合、取引金額が恣意的に決定される可能性が否定できないため、今後、関連法人との取引については、その内容や取引金額の決定方法などについて、慎重に検討することが求められる。</p>

細事業名	3. 保育士・保育所支援センター事業
意見	① 登録事業所の増加に向けた取り組みについて
内容	<p>平成 30 年度における市内の認可施設数 85 施設に対し、保育士・保育所支援センターへの登録事業所は、累計で 27 施設にとどまっている。</p> <p>市は、保育士・保育所支援センターの内容をチラシに掲載するなど、周知に努めているところであるが、今後も、育児等により一時的に離職されている方など潜在的な人材への更なる周知により求職登録者数を増加させ、保育士・保育所支援センターの運営が活性化するよう、引き続き対応を検討する必要がある。</p>

細事業名	4. 庄内一時保育事業
意見	① 子育て相談事業の活性化について
内容	<p>庄内一時保育事業における子育て相談事業の実績は、地域子育て支援センター事業における面接相談実績と比較すると件数が少ない。</p> <p>豊中市子育てサービスガイド等において、相談の受付時間等を記載するなど、地域での子育てにかかる情報発信などを積極的に実施し、子育て相談事業の認知度を向上させ、事業の活性化を図る必要がある。</p>

細事業名	5. 公立こども園施設管理・公立こども園施設運営
結果	① 再委託承諾手続の適切な実施について
内容	<p>セキュリティ業務委託の再委託の承諾に係る手続が大幅に遅延していた(申請日:平成30年11月1日、起案決裁日:平成31年3月1日)。また、承諾日は平成30年11月2日と、起案決裁日から遡及していた。</p> <p>今後、再委託が想定される業務委託においては、漏れなく、遅滞なく、再委託承諾申出書の提出を受け、適時にその承諾を行っているか、進捗管理表を作成して管理することなどが考えられる。</p> <p>また、再委託承諾申出書の提出が遅延した場合においても、承諾日を遡って記載することは適切とはいえないため、承諾日は決裁日以降の日付とする必要がある。</p>
意見	② 委託契約における対象物件の明確化について
内容	<p>セキュリティ業務委託及び建築物等点検業務委託においては、業務の対象となる物件が契約上の重要な要素であると考えられる。</p> <p>したがって、契約書及び仕様書に明記しておくか、別紙を作成する場合には契約書及び仕様書と袋綴じしておく必要がある。</p>

細事業名	6. 公立こども園支援事業
結果	① 保育アドバイザー派遣事業における講師謝礼金の支給基準について
内容	<p>保育アドバイザーの講師謝礼金について、支給基準が定められているが、支給基準のいずれに該当するかの判断を誤ったことにより、同一の講師に支払った謝礼金の額が様々となっているものが見受けられた。</p> <p>専門家に依頼する内容が異なるなど、特段の事情がない限り、あらかじめ定められた支給基準を適用し、講師謝礼金の額を決定する必要がある。</p>
意見	② げんキッズプロジェクト事業の実施内容の評価について
内容	<p>運動遊びの専門家を各公立認定こども園に派遣しているが、実施内容は、各園において専門家と個別に打合せを行い確定している。</p> <p>この点、こども事業課において各公立認定こども園の実施内容を俯瞰的に比較検討し、各公立認定こども園の特徴的な取り組みを紹介するなどして、事業の実施水準を更に向上させることが考えられる。</p> <p>また、現状、事業の実施を依頼する専門家が旧幼稚園と旧保育所で異なっているが、こども事業課における俯瞰的な比較検討を通じて、事業を依頼する専門家のあり方についても継続的に検討する必要がある。</p>

細事業名	7. 私立認定こども園等給付・私立認定こども園等運営助成
結果	① 私立認定こども園等給付の精算時における公定価格と運営費補助金算定上の公定価格の差異について
内容	<p>運営費補助金(補助種別)の算定に用いられた私立認定こども園等給付における公定価格について、算定誤りがあったため、補助額が過大となっていた施設があった。</p> <p>これは、補助金の算定に用いた公定価格が、確定額か否かの整合性を確認すれば防ぐことができた誤りである。今後は、補助額を構成する要素について、ほかの資料との整合性を確認するためのチェックリストを作成したり、複数の者によりチェックを実施したりするなど、チェック体制の確立が求められる。</p> <p>また、誤りの発生原因として、補助額の構成要素が複雑化していることも挙げられるため、他市の状況を調査したうえで、補助額(算定基準)の構成要素を簡素化することも考えられる。</p>

細事業名	8. 私立幼稚園振興助成金
意見	① 私立幼稚園に対する補助金に関する補助対象経費の明確化について
内容	<p>特色ある幼稚園教育助成金の補助対象経費が明確でなく、趣旨に合致しない使途を対象経費としていたり、他の補助金と同種の経費を対象経費としていたりしていた。</p> <p>令和元年度の補助金の整理統合により、この問題点は解消されたが、各幼稚園からの実績報告の審査などにおいて、各幼稚園が制度の変更の趣旨を十分に理解しているか、制度の趣旨に合致しない経費の支出がないか、綿密に検証することが求められる。</p>
結果	② 補助事業に係る収入の実績報告(収支決算書)への記載について
内容	<p>教育・保育の質向上事業補助金について、補助対象事業の実支出額から研修会に係る受講料収入を控除した額が補助対象となるべきところ、当該受講料収入が明記されていなかったため、控除しないままの額を補助対象としていた。</p> <p>補助金の額に影響はなかったが、本補助金のように、事業の対価収入が想定される場合には、補助対象経費の実支出額から収入額を控除した額が補助の対象となる旨、交付要綱に明確に規定しておく必要がある。</p>

細事業名	9. 過年度包括外部監査の措置状況
意見	① 措置内容について
内容	<p>平成 27 年度包括外部監査における指摘事項について、措置内容の実施状況を検討したところ、措置済とされているにもかかわらず、指摘事項の趣旨に照らして十分な運用がなされていないものがある。</p> <p>ア)「保育所(委託料)の精算誤り」に対する措置内容については、今回の監査においても同様の指摘(7. 私立認定こども園等運営助成)を行った。指摘のあった照合作業に限定することなく、帳票間で必ず一致すべき項目の一覧を作成し、これに基づいて、網羅的にチェックを行うなど、更なるチェック体制の向上が求められる</p> <p>イ)「家庭保育所との契約における契約書の未作成」に対する措置内容については、契約書を作成してはいるが、家庭保育所の契約書では委託料及び補助金の両方を対象としている。補助金は、委託とは法的性質が異なることから、業務委託契約書とは切り離す方が適切である。</p>

#### 【子育て給付課】

細事業名	1. 母子父子福祉センター施設運営管理ほか
意見	① 指定管理料で購入したパソコンの管理方法の見直しについて
内容	<p>指定管理者は、指定管理業務に用いるパソコンを 16 台保有しているが、備品台帳を作成していない。当該パソコンは、市の規則では備品に該当し、備品台帳を整備して管理することが求められている。</p> <p>指定管理料で購入したパソコンであることを踏まえると、市は指定管理者に対し、備品台帳を整備して管理することを要請することが望ましい。</p>
意見	② 事業の継続性への配慮の必要性について
内容	<p>センターが現在の施設から新しい施設に移るまでの令和 4 年 5 月から令和 6 年 2 月においても、センターがひとり親家庭の支援拠点としての役割を果たせるよう、指定管理者及び市は、利用者のニーズに応えられるよう対応し、努めていく必要がある。</p>

細事業名	2. 児童福祉総合システム、ひとり親家庭等日常生活支援事業
結果	① 契約関連文書の品質と管理機能の欠落について
内容	<p>ア) 決裁機能の問題について : 事務手順が厳格に運用されていないため、事務の流れ、書類の流れを再度確認し、遺漏の生じないよう再発防止を図る必要がある。</p>

	<p>イ) 予定価格調書等の問題について : 契約事務手続の真実性、実在性が揺らぎかねない公印取扱等にかかる事例があったため、再発防止を図る必要がある。</p> <p>ウ) 記載漏れなどの問題点について : 記載漏れがあったため、契約事務の理解、マニュアルの周知を再度徹底する必要がある。</p> <p>エ) 見積書の問題について : 日付がないなど、見積書の徴取や取り扱いに問題があるため、見積書の日付の記入を必須とするなどの対応が必要である。</p> <p>オ) 文書管理の観点からの問題について : 契約事務の実態を証するはずの書面に信ぴょう性が失われ、正当な契約事務を執行したとの証拠力を発揮するにも不十分であるため、文書管理・簿冊管理を整理・徹底する必要がある。</p>
<b>意見</b>	② 契約事務の再整備について
<b>内容</b>	<p>ア) 契約事務に関する規定の見直しについて : 見積書や予定価格の取り決めなど、契約事務に関する実務上の取り扱いについて、現場が明確に判断することができるよう、契約事務に関する規定(規則、マニュアルなど)を見直す必要がある。</p> <p>イ) 契約事務に関する理解の徹底について : 契約事務の各フェーズの必要な手続が漏れたとしても、課内の決裁で終結してしまう状況にあるため、システム的な進捗制限をかけ、このような潜在的リスクを抑制することが有効である。</p> <p>しかし、それ以前に、契約事務の重要性を認識し、実施すべき契約事務の理解を徹底することが必要である。</p> <p>そうすれば、後日付で書類を作成し、起案日を調整するといった事務は行わず、各フェーズの段階を踏んで契約事務を進めていくべきであるとの認識をもつに至り、契約事務の執行の適正性確保につながるのではないかと考える。</p>
<b>結果</b>	③ 契約書の条項の見直しについて
<b>内容</b>	<p>請負契約であるにもかかわらず瑕疵担保責任条項がなかったり、同種委託契約であるにもかかわらず条項の相違が大きかったりした。</p> <p>他の契約も含め、契約書の条項の内容を精査し、契約履行において問題がないか検討する必要がある。</p>
<b>意見</b>	④ 契約事務チェックリストの活用の徹底について
<b>内容</b>	<p>契約事務チェックリストが、現場に浸透していない。</p> <p>契約事務の適切性を確保するため、また、契約事務を整理するうえでも、契約事務チェックリストの活用を徹底する必要がある。</p>

意見	⑤ 随意契約理由書の標準様式の整備について
内容	<p>随意契約理由書に日付や査閲欄、根拠条文が示されていないものがあった。</p> <p>随意契約の理由の妥当性につき、一定の根拠の明示が行われるような相互牽制の行われた証跡を残すために、随意契約理由書の標準様式を整備することが望ましい。</p>
結果	⑥ 随意契約理由の公表の網羅性確保について
内容	<p>随意契約ガイドラインにおいて、特命随意契約については、契約締結後に契約概要を公表することとなっているが、公表されていなかった。</p> <p>随意契約理由の公表の網羅性を確保する必要がある。</p>
結果	⑦ 再委託承諾手続の大幅な遅延について
内容	<p>再委託承諾手続が大幅に遅延していた。</p> <p>業務の履行体制を的確に把握しておくためにも、再委託の承諾手続は適時に行う必要がある。</p>
意見	⑧ 随意契約理由の公表方法について
内容	<p>随意契約ガイドラインにおいて、3号随意契約については、法務・コンプライアンス課における公表となっており、市ホームページでは公表されていない。</p> <p>利便性の観点からは、ホームページで閲覧できるべきであり、随意契約理由の公表の方法について見直す必要がある。</p>

細事業名	3. 児童手当、子ども医療費助成事業
結果	① 契約金額の支払根拠の明確化について
内容	<p>窓口関連業務委託の契約金額を基本支払額と補正支払額に区分しているが、成果払いの性格を持つ補正支払額において、市は、確保すべきサービスレベルの達成度の評価の根拠を整理することなく、満額を支払っている。</p> <p>補正支払額の決定について、判断や評価が伴うのであるから、契約金額の支払根拠を明確にしておく必要がある。</p>
意見	② 児童手当の支払事務に係る情報漏洩対策について
内容	<p>児童手当の支払事務において、外部媒体を介した個人データの切り出しや引き渡しが行われている。</p> <p>情報漏洩リスクがあるため、情報漏洩対策の観点から、見直しを検討する必要がある。</p>

細事業名	4. 助産制度
結果	① 事務取扱要綱の整備について
内容	入院助産に関して、市は、豊中市児童福祉法施行細則で事務を運用しているが、事務に使用される各種様式の定めがない。 事務取扱要綱を整備するなどにより、様式も規定する必要がある。

細事業名	5. 母子父子寡婦福祉資金貸付金
意見	① 豊中市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部整備について
内容	母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関して、市は、豊中市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則で事務を運用しているが、各種様式を定めていない。 様式を定める必要がある。
結果	② 貸付事務の問題点について
内容	<p>ア) 連帯保証人等の意思確認の徹底について : 債権回収に滞留の生じないように、原則、面談実施により連帯債務者の意思確認を徹底し、詳細に記録することが必要である。</p> <p>郵送確認という例外処理をやむを得ず許容するとしても、現状では意思確認が徹底されていないため、Q&amp;A集を順守し、意思確認を徹底する必要がある。</p> <p>イ) 連帯保証人意思確認票の徴取タイミングの遅延について : 借用書締結後、意思確認票が作成・徴取されているが、少なくとも契約日と同時であるべきである。</p> <p>遅延があっては最終意思確認のない状態での契約締結となってしまうおそれがあるため、意思確認票の徴取が遅延しないように留意する必要がある。</p> <p>ウ) 法定代理について : 未成年の子を連帯債務者とし、親を主債務者として貸付けている事例の中で、借用書等に、その主債務者たる親に対して、親自身が「法定代理人」として、署名・押印をしているものが散見された。</p> <p>本来の意図は、「未成年の子が連帯債務者となることに対して」親が法定代理人として署名・押印をしているのであろうから、この関係を書面で適切に表現するよう別様式を設けるべきであると考えます。</p> <p>エ) 母子父子寡婦福祉資金貸付マニュアル等への準拠について : マニュアル及びQ&amp;A集に準拠していない事例があった。</p> <p>当該マニュアル及びQ&amp;A集に準拠した事務処理を行う必要がある</p>

### 【地域共生課】

細事業名	1. 社会福祉協議会事業補助
意見	① 補助対象事業の明確化について
内容	<p>交付要綱第3条の規定は、市社協が行うどの事業が市の補助対象となるのか不明確である。</p> <p>市社協が行う事業のうち、どの事業にどの程度の補助を行うのか、市の考え方を整理したうえで、交付要綱で補助対象事業を具体的に明記しておく必要がある。</p>
意見	② 小地域ネットワーク事業の補助の見直しについて
内容	<p>市社協は、当該補助金を、市内38の校区福祉委員会に50万円ずつ分配しているが、この金額は、交付金が大阪府から交付されていた当時の金額で、それが現在まで継続している。</p> <p>しかし、校区福祉委員会区域の間で人口に大きな差が生じている状況を見ると、長い間見直しがなされていない校区福祉委員会への補助金は、あり方を検討する時期に来ていると思われる。今後も一律に50万円を交付する場合は、その合理性を明確にしておく必要がある。</p>

### 【福祉指導監査課】

細事業名	1. 指導監査
意見	① 私立認定こども園等給付事業との連携について
内容	<p>保育施設への指導監査の所管替えに伴い、指導監査の実施に当たって、部を越えた連携が必要となる。</p> <p>したがって、各年度の重点監査事項等についての打合せ内容やその顛末等について、文書化して保管しておく必要がある。</p>

### 【母子保健課】

細事業名	1. 妊産婦健康診査
結果	① 豊中市妊婦健康診査実施要綱の見直しについて
内容	<p>実施要綱において、市は、実施医療機関等と委託契約を締結することとされているが、実際は府医師会及び府助産師会と契約を締結している。</p> <p>実態に合わせて、実施要綱を見直す必要がある。</p>
結果	② 随意契約の根拠条文の誤りについて
内容	<p>妊婦健康診査及び産婦健康診査は、府医師会及び府助産師会との随意契約により実施しているが、契約伺における根拠条文が誤っていた。</p> <p>本事業に限ることなく、根拠条文を改めて確認し、誤りのないよう正確に記載する必要がある。</p>

細事業名	2. 相談(母子保健)
結果	① ふれまま&育児ママ相談室の日報の添付書類の漏れについて
内容	ふれまま&育児ママ相談室を開催した際には、システムから出力されるクロス集計表を日報に添付して、上長の確認を得ることとなっているが、クロス集計表が添付されていなかった。 日報にクロス集計表を漏れなく添付し、日報とクロス集計表の受診数が一致していることを確かめるとともに、その証跡を残す必要がある。

細事業名	3. 未熟児養育医療給付事業
結果	① 給付の決定の決裁日及び施行日の記載漏れについて
内容	未熟児養育医療給付の決定に関する決裁文書を確認したところ、平成30年度のある時期から、決裁日及び施行日の記載が漏れていた。 決裁文書には、決裁日及び施行日を漏れなく記載する必要がある。

### 【学び育ち支援課】

細事業名	1. 放課後こどもクラブ運営
結果	① 原材料配合表の未入手について
内容	おやつ調達に当たっては、放課後こどもクラブ補食業務仕様書において、メニュー表、栄養成分表、原材料配合表等の書類を市に提出することとされているが、原材料配合表が提出されていなかった。 必要書類が漏れなく提出されているか、確認を徹底する必要がある。
結果	② 栄養成分表の無記載について
内容	調達に当たっては、栄養成分表を提出することとされているが、特定のおやつについて、栄養成分表の記載がなかった。 必要書類の記載に漏れがないか、確認を徹底する必要がある。
意見	③ 納品書と納品明細書との整合性の確認について
内容	所管課に提出される請求書には、月次の納品明細書が添付されているが、各放課後こどもクラブに保管されている納品書との照合は行われていないため、納品内容と請求内容との不整合があったとしても発見することができず、納品内容と異なる支払いがなされる可能性がある。 市は、各放課後こどもクラブが納品確認印を押した納品書を所管課に送付するなどして、納品書と納品明細書との整合性を確認する必要がある。
意見	④ 廃棄量の削減について
内容	フードロスの問題やおやつの廃棄量のサンプル調査結果からも、廃棄量を削減する必要があるといえる。 したがって、廃棄量を削減する対策を講じる必要がある。

細事業名	2. 放課後子どもクラブ施設管理
意見	① 履行確認の徹底について
内容	<p>有人警備業務の業務内容は実施要領に定められているが、業者の警備日報では、実施要領どおりに警備業務が行われたかの履行確認が困難である。</p> <p>実施要領に定める業務内容の履行を確認できるような警備日報の提出を求めるなどして、履行確認を徹底する必要がある。</p>

### 【公立認定こども園】

細事業名	2. 公立こども園配当ほか
結果	① 備品の廃棄手続の徹底について
内容	<p>公立認定こども園において、備品台帳と現物の照合を行ったところ、現物が確認できないものや故障していたり、型式が古く使用していなかったりするものが散見された。</p> <p>使用不能又は不用となった備品については、廃棄手続を適切に行う必要がある。</p>
結果	② 定期的な備品の実地たな卸の実施について
内容	<p>備品台帳と現物の照合を行う実地たな卸を実施していないため、備品台帳と現物との不整合に気付くことができていなかった。</p> <p>備品管理を適切に行うためには、定期的(例えば、年1回夏休みの時期など)に備品の実地たな卸を行うことが効果的であると考えられる。</p>
意見	③ 備品台帳の記載方法の整理について
内容	<p>備品台帳には、「設置場所等」の記載欄があるが、その記載方法が整理されてらず、備品台帳と現物の照合の際に、その整合性を確認するのに時間を要したものもあった。</p> <p>備品台帳の「設置場所等」の記載方法を整理する必要がある。</p>
結果	④ 公立認定こども園における納品確認印の押印徹底について
内容	<p>公立認定こども園での納品確認印が押印されていないものがあったが、納品確認は、納品先である公立認定こども園において行われるものであり、納品確認を行った事実を明らかにする必要がある。</p> <p>公立認定こども園において納品確認印の押印を徹底する必要がある。</p>
結果	⑤ 執行すべき会計年度の誤りについて
内容	<p>公立認定こども園における需用費について、納品確認日の記載誤り等の要因により、執行すべき会計年度に執行されず、異なる会計年度に執行されているものが発見された。</p>

	<p>需用費を執行すべき会計年度は、納品確認を行った日の属する年度であるため、納品確認日を正確に記載するとともに、特に年度末前後の需用費の執行においては、所属する会計年度を誤ることのないよう留意する必要がある。</p>
結果	⑥ 現金保管期間の短縮について
内容	<p>公金取扱現金出納簿を確認したところ、現金を収納してから金融機関に払い込むまで、相当の日数を経過しているものが複数存在する園があった。</p> <p>公立認定こども園に、現金を相当日数保管することは、現金の盗難・紛失リスク等を高めることとなるため、現金を収納した場合は速やかに金融機関に払い込む必要がある。</p>
結果	⑦ 退職職員給食費の収納事務について
内容	<p>年度末に退職する職員の給食費について、園長が退職した職員に代わり市に支払ってしまい、退職した職員からも市に支払いがあったため、職員の給食費に関する入金が市に対して二重にされていた事例があった。</p> <p>年度末に退職する職員の給食費については、退職した職員が納付書に基づいて市に支払うというルールを適切に運用する必要がある。</p>
結果	⑧ 書損処理について
内容	<p>領収証書綴り(控)について、書き損じた領収証書の処理として適切でないものがあった。</p> <p>会計管理者及び出納員の公金収納に関する要綱にしたがい、書き損じた領収証書については、再度使用することができないように、書損処理を徹底する必要がある。</p>
結果	⑨ 領収証書の管理について
内容	<p>領収証書綴り(控)を確認したところ、連番が飛んでいるものがあった。</p> <p>領収した事実を明らかにするためにも、領収書(控)は切り取らず、適切に管理する必要がある。</p>
結果	⑩ 公金取扱現金出納簿の日付誤りについて
内容	<p>公金取扱現金出納簿と領収済通知書との照合を行ったところ、公金取扱現金出納簿の日付と領収済通知書の日付が異なるものが複数発見された。</p> <p>公金取扱現金出納簿の日付を正確に記載する必要がある。</p>
意見	⑪ 現金取扱員の所掌事務の見直しについて
内容	<p>財務規則 別表 4 では、「主食費及び延長保育料その他の保育料の収入事務」が公立認定こども園における所掌事務とされているが、現状、主食費及び延長保育料の収入事務を行う可能性は限りなく低い。</p>

	「緊急一時保育料その他の保育料の収入事務」とするなど、現状に合わせて見直しを行うことが望ましい。
結果	⑫ 領収証書綴りの受払簿の記載について
内容	<p>領収証書綴りは、こども事業課が、必要とする公立認定こども園に交付しており、受払簿により管理を行っているが、緊急一時保育受払簿を確認したところ、受領サインがないものが多数発見された。</p> <p>領収証書綴りの連番管理を適切に行うために、受領サイン欄の記入を徹底する必要がある。</p>
結果	⑬ タクシーチケット使用簿の記載について
内容	<p>タクシーチケット使用簿を確認したところ、実態と異なる記載がされているものがあつた。</p> <p>タクシーチケットは金銭的価値を有するものであり、特定の使用目的のみ使用するものであることから、その残数等は適切に管理するためにも、タクシーチケット使用簿の記載は正確に行う必要がある。</p>

項目	3. 実費負担金
意見	① 預り金の管理方法の検討について
内容	<p>カラー帽子代と写真代については、実質的に、公立認定こども園において事務等がなされており、保護者からの預り金が一時的に保管されている実態を踏まえると、その管理責任は公立認定こども園にあると考える。</p> <p>したがって、預り金の確認や預かり証の発行に関する取り扱いを検討するほか、現金出納簿等の管理簿の作成など、預り金の管理方法について検討することが望ましい。</p>

以上